平成２３年（フ）第２６４９号
名古屋市千種区千代が丘１番102―516号　千代が丘団地
破産者　山本　洋子
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７０９号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目４―32　プラウド金山705、住民票上の住所東京都世田谷区奥沢１丁目21番９号　パークヒル奥沢Ａ
破産者　西岡　外美
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８６８号
愛知県春日井市上田楽町1964番地７　サン・ｆｒｉｅｎｄｓ開花102号
破産者　前田　喜作
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８９８号
愛知県大府市共西町６丁目194番地
破産者　早川みどり
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８２４号
福岡市南区大橋２丁目５番24―303号、旧住所長崎県大村市片町181番地３
破産者　濱口　豊子（旧姓井石）
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０号
北海道斜里郡斜里町ウトロ東131　オホーツクハイツ123号、住民票上の住所北海道北見市若葉７丁目２番９―23号
破産者　小柳　哲治
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
茨城県那珂市福田1035番地６
破産者　後藤　勝利
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５８７号
茨城県水戸市柵町３丁目１番18号
破産者　小林けい子
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１６７８号
大津市一里山４丁目２番16号
破産者　勝山　瞭一
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
東京都杉並区西荻北４丁目20番11号、開始決定時の住所兵庫県高砂市高砂町田町491番地
破産者　田中　秀明
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５８５号
兵庫県姫路市飯田３丁目244番地９
破産者　創作和食さくらこと　中川　則光
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７号
福岡市西区壱岐団地137番２号
破産者　齋藤　勇人
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７３号
福岡市南区柏原６丁目62番３―706号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区柏原６丁目62番６―1103号
破産者　松岡孝幸こと　松岡　隆幸
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３４３号
福岡県糸島市神在1301番地４
破産者　辛本こと　新庄　滋子（旧姓小川・永井）
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１３号
秋田市豊岩石田坂字九十田１番地49
破産者　阿部　広美
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５３号
秋田市山手台２丁目７番地30
破産者　夏井　亘道
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２３号
秋田市飯島鼠田２丁目８番５号
破産者　鈴木　マミ
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９１号
福島県伊達郡国見町大字徳江字佐野台16番地
破産者　佐野　勝夫
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５０号
福島県南相馬市小高区上町１丁目19番地カーサ上町102号、開始決定時の住所福島県南相馬市鹿島区浮田字西大谷地15番地
破産者　米倉　照邦
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部